

2024 年第 4 回定例会 一般質問②
学校運営に子どもの権利の反映を

(1) 改訂版生徒指導提要の周知と実践について

次に、大きく 2 点目として、子どもの権利が生かされた学校運営について、学校のルール、校則に焦点を当てて質問いたします。学校のルール、校則もまた不登校と無関係ではありません。不登校対策として C O C O L O プランでは学校の風土を見える化することを柱の 1 つに掲げており、取組の中には子どもたちが主体的に参加した校則等の見直し推進も含まれています。

まず、改訂版生徒指導提要の周知と実践について伺います。

2022 年 12 月、ちょうど 2 年前に、こちらの生徒指導提要が 12 年ぶりに改訂されました。その背景には、ブラック校則と呼ばれるような合理的な説明が成立しない校則の見直しを求める声や、子どもの権利を踏まえたこども基本法の制定があります。改訂の少し前に、同様のテーマで一般質問された議員がいらっしゃいましたが、その後、改訂が終わり、改訂の背景にある子どもの権利の理念などについて、学校にはどのように周知を行い、学校のルールを決める際などの実践に生かされているのでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

教育部長答弁 改訂版生徒指導提要の周知と実践についてお答えします。

現行の生徒指導提要は、令和 4 年 12 月に 12 年ぶりに改訂され、学校における生活指導の一層の推進や、学校対応力の向上に向けて、その趣旨や生徒指導上の諸課題等の改善に向けたポイントについて示されております。

改訂の背景には、同年 6 月に成立したこども基本法により、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられたことが挙げられます。

市教育委員会として、学校において教員が改訂版生徒指導提要の基本的な考え方や取組の方向性等に対する共通理解を図ることが重要であるとの認識の下、毎年度、管理職研修や生活指導主任連絡会等の職層に応じた研修会等を通じて、改訂内容の周知に取り組んできたところであります。

具体的には、改訂に関わられた有識者を講師として研修を行い、改訂の背景や趣旨について詳しく講演いただくなど、学校に対して生徒指導の理論や考え方、実際の指導方法等の理解促進に努めてまいりました。

このような取組を実施することにより、学校では児童・生徒が授業場面で自らの意見を述べる、観察、実験、調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートするなど、自ら

考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験活動の増加や、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるといった共感的な人間関係の育成が進んだとの報告を受けているところです。

児童・生徒の社会的資質や行動力を高め、子どもの権利条約等の理念を基盤とした教育活動を充実させるため、引き続き、教員への研修について国や東京都教育委員会作成の資料等を活用して実施するとともに、学校が児童・生徒を中心にした学校運営に取り組んでいけるよう支援してまいります。

以上でございます。

(2) 子どもと共に校則の見直しを

ア 権利の主体者である子どもの参画を

最後にまとめますので、このまま続けます。

次に、子どもと共に校則の見直しをしていただくことを求め、2つの視点から質問いたします。

まず、権利の主体者である子どもの参画についてです。

子どもの権利について理解し実践に生かす上で重要なのは、子どもを権利の主体者とする視点を持つことです。学校は子どもたちのための施設であり、子どもたちが主役です。当然、そのルールづくりにも子ども自身が参画するべきです。改訂版生徒指導提要の前書きでは、児童・生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童・生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有すると書かれています。

この一般質問をするに当たり、市内の小・中学生に学校のルールについてアンケートを実施しました。回答数は16件だけだったのですが、それでも、子どもたちの思いがうかがい知れる回答がたくさんありました。回答者のほとんどが、今の学校のルールは学校や先生が決めたものだと感じていて、ルールが多過ぎる、押しつけられているなど、不満を抱いていました。

子どもの意見を聞いたり、子ども自身が話し合ってルールを決めたりすることが大切だと思いますかという問いに対しては、1人を除いて、そう思うという回答でした。ところが、ではルールを変えたいと思ったとき、どんな方法があるでしょうかと聞いたところ、生徒会に提案する、先生に相談する、子どもの中でアンケートを取るといった選択肢とともに、変えることはできないと思うという選択肢を選んでいる子が9人もいました。

学校のルールの見直しなどへの子ども参画は本当に進んでいるのでしょうか。生徒指導提要改訂後の取組についてお答えください。

イ 人権の視点からの検証を

2 点目として、今の学校のルールを人権の視点から検証し直すことを求めます。

小・中学校全校のルールが記載されている資料を出していただきました。名称はスタンダード、ルール、決まり、約束など様々です。中身は、日々の時程に関するものや、登下校時などの安全確保のための約束事、持ち物や身なり、服装に関するものなど多岐にわたります。安全確保のための決まり事は、合理的な説明が成立するものが多いですが、人権の視点から疑問を感じるものもあります。

例えば、ルールが求める内容の判断基準が不明瞭なものです。正しい言葉遣いや行動をする、通学路を正しく歩く、華美なもの、過度に装飾されているものは避ける、小学生にふさわしい服装、身なりをするといったものです。正しさや華美の程度といった、教員間でも判断基準が異なるルールは、教員の主観に基づいた指導や管理につながり、子どもの心を萎縮させます。

また、守る目的やルールをつくった合理的な理由が瞬時には分からないものもあります。なぜカーディガンはよくてパーカーはいけないのか。なぜ登下校時はセーターやカーディガン姿ではいけないのか。小学生が髪を染めることの何がいけないのか。ヘアゴムや靴下の色はなぜ黒やグレーや紺や白であって、赤や紫ではいけないのか。

こうしたルールを、ルールなのだから守りなさいと押しつける指導は、子どもから批判的に考える力を奪い、結果的に子どもは、権力には盲目的に屈することが賢く生きるということだということを学び取ります。学校だから駄目、ルールだから守らなければならないのは理由説明になりませんが、多くのルールに対して子どもたちはそういった認識なのではないかと、アンケートの結果からも感じています。考える力を奪うということは、子どもの権利保障が目指すエンパワーメントと逆行しており、大きな人権侵害だと考えます。

前回の教育長の答弁では、特に中学校段階における社会規範の遵守についての適切な指導が学校教育において極めて重要なことと示されており、校則は教育的意義を有しているとのことでした。私たち大人の社会でも、暗黙のルールといったものがあることは理解をしています。しかし、社会規範や常識、暗黙のルールといったものは、人によっても、また場面や集団の目的、国によっても内容が異なります。学校という集団の中で必要なルールを子どもたちが自ら考えることが重要であり、与えられたルールに盲目的に従うということは、自立に向けた主体的取組を重視する今の教育にも合っていません。

休み時間は外に出て、元気に仲よく遊ぶ。遊びは子どもの自発的な活動であり、とても大切な学びです。安全を守るための指示なら理解できますが、外で元気にと、遊び場所や遊び方を指定するのは行き過ぎではないでしょうか。

ピアスが禁止となっている学校が幾つもありますが、国によっては文化の一部だと思い

ます。また、合理的な理由はあるでしょうか。派手な下着を着用しないというものもありました。さすがに色を指定するものは見当たりませんでした。派手かどうか、誰がどうやって確認し、どこからが派手だと判断するのでしょうか。

子どもたちは基本的に自由で、様々な権利を持っていること、でも公共の福祉というものがあって、その自由や権利は、ほかの人の自由や権利を侵害してはいけない、このことを伝えるのは重要です。しかし、合理的な説明が成立しないルールで子ども自身の人権を侵害していないか、引き続き検証と見直しが必要なルールが残されているのではないのでしょうか。以上、御答弁ください。

教育部長答弁 校則の見直しについてお答えします。

校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において最終的には校長の権限により定められるものです。

生徒指導提要でも校則の在り方について触れられており、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものとされております。

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために定めた決まりなのか、教職員がその背景や理由について理解しつつ、児童・生徒も自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るよう指導していくことが重要であると認識しております。

また、校則の見直しについては、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、定めた理由を合理的に説明できないような校則については、改めて学校の教育目標に照らして適切な内容か、現状に合致するのかなど、必要に応じて見直しを行うことが重要であると捉えております。

見直しに当たっては、児童会、生徒会や保護者会といった場において校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、積極的に見直しを行っていくことや、どのような手続を踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが必要です。

さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童・生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証、見直しを図ることが重要と考えています。

学校が児童・生徒や地域の実態、社会状況等に応じて校則の見直しに取り組んでいけるよう、市教育委員会として引き続き、学校に対して実態に即した運用や指導ができているかなどの観点から、必要に応じて校則を見直すよう周知してまいります。

以上でございます。

<まとめ> 前向きな御答弁をいただいたというふうに受け止めております。私が考えている方向性ともほぼ同じ方向を、教育委員会としても向かっているというふうに理解をいたしました。

生徒指導提要の改訂の背景には、こども基本法の制定があり、子どもの権利擁護や意見表明権の保障の観点があることは学校にも周知してきているということ。教育委員会としては、ルールづくりへの生徒の参画や、ルールの意義、目的の共通理解を図ることの重要性も認識されているとのことでした。ただ、現場での実践例がまだ多くはないのではないかなというふうに思います。また、検証が必要なルールが残っていますし、子どもたち自身がルールづくりに参画しているという実感をまだまだ持てておらず、今のルールに疑問を感じている現状があると思います。

今回この一般質問を考えるに当たり、私自身、教員をしていたときの苦々しい体験を思い出しておりました。卒業生から学校のほうに、スカートの丈が短過ぎるという訴えの声が届きまして、それをきっかけに、女子高生がスカート丈を短くするために使用しているベルトを取り上げる指導を始めるという、いわゆるベルト狩りと生徒が呼ぶ対応が始まりまして、部活の指導的立場にある高校2年生への指導が一番大事だと、高校2年生の指導をしっかりとら下の学年が従うだろうということで、当時、高校2年生の担任をして生活指導の担当だった私は、学校の中で一番、恐らくベルト狩りに奔走したのだと思うんですけれども、その結果、やはり生徒との信頼関係が大きく崩れたということを日々実感いたしました。本当に不毛な業務だったなと。そのことを疑問に思いながら、声を上げずに、盲目的にそのルールに従った教員の1人だったと、そのことを苦々しく思い出します。

やはり、先生方の中にもそういう方がいらっしゃると思いますので、まずはルールをもう一度見直してみようという機運を学校の中で高めていただければと思います。社会にも子どもたちにも、今、子どもの権利の認識が広がっています。そういった中で、古い感覚に基づいたルールが残っていては、学校は息苦しく、楽しくない場所になってしまいます。

子どもたちを子どもだからと軽々しく扱わず、人として扱う、ただこれだけのことかなと思います。市長部局も子どもの権利を広めていますので、学校だけが取り残されることがないように、こども基本法や改訂版生徒指導提要も折に触れて引き合いに出していただき、子どもの権利が生かされた学校運営を目指し、改善を重ねていただくよう要望して一般質問を終わります。ありがとうございました。